

さいたま市施設修繕契約情報公表要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市（水道局を除く。）が発注する施設修繕契約に係る指名競争入札等の結果（以下「契約情報」という。）の公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象等)

第2条 契約情報の公表の対象となる契約は、契約金額が100万円以上の施設修繕契約とする。

2 契約情報の公表の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 所管課
- (2) 件名
- (3) 履行場所
- (4) 契約方法
- (5) 契約の相手方の商号又は名称
- (6) 契約金額
- (7) 履行予定期間
- (8) 備考

3 契約情報の公表は、次に掲げる方法により施設修繕契約情報一覧（様式第1号）を公衆の閲覧に供するものとする。

- (1) 財政局契約管理部契約課に閲覧所を設け閲覧に供するものとする。この場合において、閲覧日時は本庁舎の開庁日及び開庁時間内とする。
- (2) 市のホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

4 契約情報の公表の時期は、当該施設修繕契約が締結された月を基準として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める月において、速やかに公表するものとする。

- (1) 4月から6月までの間に締結された契約 7月
- (2) 7月から9月までの間に締結された契約 10月
- (3) 10月から12月までの間に締結された契約 1月
- (4) 1月から3月までの間に締結された契約 4月

(随意契約の結果公表)

第3条 随意契約の結果公表の対象となる契約は、予定価格が400万円を超える施設修繕契約とする。

2 随意契約の結果公表の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 所管課
- (2) 件名
- (3) 履行場所
- (4) 契約締結日
- (5) 契約の相手方の商号又は名称
- (6) 契約金額
- (7) 随意契約によることとした理由
- (8) 備考

3 前条第3項及び第4項の規定は、随意契約の結果公表の方法及び時期について準用する。この場合において、同条第3項中「施設修繕契約情報一覧（様式第1号）」とあるのは「施設修繕随意契約結果表（様式第2号）」と読み替えるものとする。

（閲覧の期間）

第4条 前2条の規定による契約情報等の閲覧の期間は、当該契約情報等を公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、契約情報の公表について必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年6月28日から施行する。

（適用）

2 この要綱の規定は、平成23年4月1日以降に締結した施設修繕の契約について適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後のさいたま市施設修繕契約情報公表要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる契約情報の公表について適用し、同日前に行われた契約情報の公表については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 2 条関係）

施設修繕契約情報一覧

NO	所管課	件名	履行場所	契約方法	契約の相手方の商号又は名称	契約金額（円）	履行予定期間		備考
							履行開始日	履行終了日	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

（注 1） 400 万円以下の随意契約で、複数の者から見積書を徴した場合には、備考欄に複数見積合せである旨を記載する。

（注 2） 単価契約による修繕の場合には備考欄に単価契約の旨を記載する。

様式第 2 号（第 3 条関係）

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内 容
所管課	
件名	
履行場所	
契約締結日	
契約の相手方の商号又は名称	
契約金額 (円)	
随意契約によることとした理由	
備考	